

憲法週間を迎えて

～5月1日から7日までは「憲法週間」です～

憲 法記念日（5月3日）を中心とした5月1日から7日までを、裁判所では憲法週間と定めています。これは、憲法の本質や国民生活における裁判所の役割を国民の皆さんに理解していただくことを目的とするものです。

法 務省や検察庁、弁護士会などの協力を得て、全国各地の裁判所では、例年この時期に、法廷等見学ツアーや各種説明会などの憲法週間行事を積極的に行っています。

週 間行事にご興味のある方は、裁判所ウェブサイトをご覧ください。最寄りの裁判所の総務課にお問い合わせください。週間行事への参加をきっかけとして、裁判所をより身近に感じ、裁判所や裁判についての理解を深めていただければ幸いです。皆さんのご参加を心よりお待ちしております。

間 もなく、「裁判員制度」が始まってから4年が経過します。裁判所では、国民の皆さんにとって裁判がより利用しやすく分かりやすいものとなるように、裁判の制度や仕組みについて、幅広い広報活動を行っています。

* 裁判例情報、司法統計、見学・傍聴案内をはじめとする各種情報については、裁判所ウェブサイト（<http://www.courts.go.jp/>）で、裁判員制度の詳しい情報については、裁判員制度ウェブサイト（<http://www.saibanin.courts.go.jp/>）で、それぞれ紹介していますので、是非、アクセスしてみてください。

裁判所では、これまでと同様、国民の皆さんのよりいっそうのご理解を得られるよう、広報活動を続けて参ります。